第61回人権週間が始まります

毎年、世界人権宣言が採択された12月10日を 「人権デー」と定め、12月4日から人権デーまで の1週間を「人権週間」として、広く国民の皆さ んに人権尊重思想の普及と高揚を呼び掛けてい ます。

今年で61回を迎える人権週間。「みんなで築こ う 人権の世紀 ~考えよう 相手の気持ち 育 てよう 思いやりの心~ |をテーマに、法務省と 全国人権擁護委員連合会では、右記の16項目の強 調事項を定めて、全国的に啓発活動を実施します。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大 切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権 が尊重されなければなりません。国の内外を問わ ず、人々がお互いに人権を守ることによって明る い社会をつくることが私たちの願いです。

なお、人権問題など、悩みごとでお困りの人は、 法務局またはお近くの人権擁護委員にお気軽に ご相談ください(相談無料・秘密厳守)。

■相談先

▷常設人権相談所

月曜日~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後4時 岡山地方法務局備前支局 ☎0869-64-2770 ▷子どもの人権 1 1 0 番 ☎ 0120-007-110 ▶女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

人権擁護委員を再任

人権擁護委員の山下卓男さんが10月1日に 再任されました。任期は3年間です。

-「第61回人権调間|強調事項-

- ・女性の人権を守ろう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者を大切にする心を育てよう
- ・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・部落差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する 偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・性的指向を理由とする差別をなくそう
- ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ・人身取引をなくそう
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識 を深めよう
- ※12月10日(木)~16日(水)の1週間は北朝鮮人 権侵害問題啓発週間です。拉致問題をはじめ とする北朝鮮当局による人権侵害問題への対 処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とさ れる中、わたしたちも関心と認識を深めてい くことが大切です。

■問い合わせ先

市市民課 ☎0869-22-3922

親子料理教室を開催

瀬戸内市男女共同参画推進の会「さざなみ」で は、調理を通じて親子が触れ合ういきいきライフ アップセミナー「親子De楽しくLet's料理!」を 開催します。簡単にできて、おいしく、栄養価の 高い料理(ひじき寿司、芋ようかん、しめ卵のす まし汁)を作ります。お正月のおもてなしにいか がですか。皆さんの参加をお待ちしています。

▶日時 12月20日(日)午前 9 時 3 0 分~午後 1 時

- ▷場所 市中央公民館調理室
- ▶対象 5歳~小学生の子どもとその保護者
- ▷募集人数 親子 10 組(約30人 先着順)
- ▶参加費 大人200円 子ども100円
- ▶持ってくる物 米100 g (1人)、エプロン、 三角巾、ふきん、持ち帰り用容器
- ■問い合わせ・申込先

市市民課 ☎ 0869-22-3922

子育で応援特別手当(平成21年度版)の執行を停止

本紙10月号と市ホームページでお知らせして いた子育で応援特別手当(平成21年度版)につ いて、本市でも平成21年12月上旬受付開始予定 で準備を進めていたところでしたが、厚生労働 大臣から平成21年10月15日に執行停止の決定が 通知されました。

このため、平成21年12月中に予定していまし た申請書の発送は行いませんので、ご理解をお 願いします。

※子育て応援特別手当(平成21年度版)

平成21年10月1日を基準日として、小学校就 学前3年間の児童(平成15年4月2日~平成18 年4月1日生) に1人当たり36,000円を支給 することとなっていました。

■問い合わせ先

市子育て支援課 ☎0869-26-5947

支給対象者のみなさまへ

平成21年10月15日 厚生労働大臣 長妻 昭

お詫び

子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止について

皆様に、お詫びを申し上げなければならないことがございます。 子育て応援特別手当(平成21年度版)に関しまして、その趣旨 を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子 育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくこと といたしました。

この子育て応援特別手当(平成21年度版)では、本年度におい て小学校就学前3年間に属するお子様一人あたり、3万6千円を支 給することとなっていました。

支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に大変なご迷惑をおかけ いたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構 築に向けて、より一層の努力を続けてまいる所存でございます。

今後ともご指導を賜りますよう何卒、宜しくお願い申し上げます。

年末交通事故防止運動を実施

一年のうち最も慌ただしい師走がやってきまし た。年末年始は車での移動やお酒を飲む機会も増 えます。また、子どもたちの冬休みもあり、活動 範囲が広がる季節です。

市と瀬戸内警察署では、市交通安全母の会、瀬戸 内交通警察協助員会の皆さんの協力を得て、12月 2日(水)、3日(木)の午後4時~4時30分に市内 交差点で、「早めのライト点灯」「飲酒運転根絶」「踏 切一旦停止」を呼び掛ける街頭啓発活動を行います。

家族そろって楽しく新年を迎えるために、次の ことを心掛けて交通事故防止に努めましょう。

・しない、させない飲酒運転

飲酒運転は、重大交通事故を引き起こします。 お酒を飲んだら絶対に運転をしないようにしまし ょう。また、お酒を飲んだ人には車を貸さない、 お酒を出さない・勧めない、同乗しないを徹底し ましょう。

・高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故が増加しています。道路を横

断する場合は、左右の安全確認を徹底し、遠くて も横断歩道を利用しましょう。

また、夜間は、反射材を活用するとともに、な るべく外出を控えるようにしましょう。

・ 夕暮れ時、夜間の交诵事故防止

夕暮れ時から夜間にかけては、 人対車両の死亡事故など重大事 故の発生が多くなっています。 自動車を運転する場合は、早め のライト点灯、5キロ減速運転 を心掛けてください。



また、歩行者や自転車利用者は、自動車から見 えやすいように反射材を活用しましょう。

暴走運転の追放

年末年始は、気が緩みがち。ハンドルを握った ら運転者としての責任を自覚し、スピードは控え めにし、思いやり運転を行いましょう。

■問い合わせ先

市地域安全推進室 ☎0869-22-3904